

鳥取県公安委員会告示第3号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定による指定講習機関の指定をしたので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成19年11月6日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 指定講習機関の名称等

名称及び住所	代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別
学校法人鳥取県東部自動車学校 鳥取市松並町三丁目122	池内 勝彦	学校法人鳥取県東部自動車学校 鳥取市松並町三丁目122	普通免許に係る取消 処分者講習

2 指定年月日

平成19年10月23日